

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

各省回答取錄

極秘

返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

A. 総務局

協定事項	具体的要請事項	回答案
<p>1. 返還協定第6条1項 (自前) (正付)</p>	<p>民政府(3公社を含む)、軍雇用職員(例えば、海外労務、軍道、軍水道関係職員)の日本国政府又は沖縄県への再雇用について了解があるかどうかを明らかにしてもらいたい。なお、そのような了解があるのであれば、これらの職員の処遇については、琉球政府と調整してもらいたい。</p>	<p>—</p>
<p>同前</p>	<p>3公社の財産、権利義務の引継及び引継の準備措置について、財産の具体的内容、引継の時期、場所及び方法を明らかにしてもらいたい。</p>	<p>3公社の所有する一切の財産及び権利義務であるが、具体的には、土地、建物、債権、債務等である。これは復旧明に日本政社に引き継がれる。純現金は沖縄振興公庫に継承するとしており、他の欠理は検討中である。</p>
<p>2. 返還協定第6条に関する合意議事録 同前</p>	<p>返還協定第6条第2項の規定に従って日本国政府に移転される財産中、那覇、名護、石川、宮古及び八重山の文化センターは、現在各地区の文化活動センターとしての役割を果しており、現在これに代る施設が各地区にないため復帰後文化活動及び中央公民館的活動を行なう場として、それぞれ所在市町村に無償譲渡してもらいたい。</p>	<p>所在市町村へ無償で譲渡する方向で検討している。</p>

協定事項	具体的要請事項	回答案
3. 海没地の問題の解決に 関する交換公文 (同前)	「……海没から生じた問題を解決するためできる限りすみやかに必要な準備を完了することを引き受ける……」とあるが「準備を完了する」とは「執行して解決する」とと同義に解してよいか。	—
4. 復帰後の沖縄における外国 人及び外国企業への取扱いに関 する愛知外務大臣発マヤ一駐 日アメリカ合衆国大使宛書簡 (同前)	Ⅲ 関連 国県有地の引継及び引継準備措置について、具体的時期及び方法はどうか。	国県有地引継の具体的な事務手続等は現在検討中である。
(同前)		
(同前)		
(同前)		
(同前)		
(同前)		
(同前)		
(同前)		

B. 農林局 決定事項	返還決定に関する要請事項 (行政措置事項を含む) 農林局(林務課)	回答案
了解覚書	具体的要請事項	回答案
<p>別紙の表は、本日署名され た琉球諸島及び大東諸島に 関する日本国とアメリカ合衆国 との間の協定第3条の規定に 関し日本国政府とアメリカ合衆 国政府との間で行なわれた討 議の結果を示すものである。</p> <p>(四百)</p>	<p>A表の9番「キャンプ、江ワグ訓練場」には 沖縄県有林である南明治山全部と 北明治山の一部が含まれている。</p> <p>この地域は「合衆国軍隊が沖縄の復帰の日から使用する施設及び区域として合同 委員会において合意する用意のある設備及び用地である。」となっているが次の 理由で承服できない。</p> <p>1 南明治山は 1951年から 林業試験地として各種試験を行ない、現在も試験と 継続中である。</p> <p>2 同地を軍用地に割り当たのは、1952年で当時の米国民政府財産管理官は、日本政府有 財産、即ち^同沖縄県有林と旧日本国所有林として誤って割り当を行なっている。また割り当 場合琉球政府に何の通知もなかった。</p> <p>3 同地は 那覇、コブ、名護等都市に最も近い唯一の県有林で 戦前から果は植栽や 保護管理に力を注いだ所であり、特に近年 環境衛生、県民保健としてのリフレッシュ 等 森の価値が重要視されている現状にかんがみ、森林公園として整備する計画であ った。</p>	<p>—</p> <p>(参考) 南明治山及び北明治 の地域は、旧県有地と して管理されており、2 に記述のような事実は ない。</p>

返還協定に関する要請事項		1971.8.19
B 農林局 (行政措置事項を含む)		
前記事項	具体的要請事項	回答案
(1) 1 条 1 項	<p>具体的要請事項</p> <p>米国民政府が管理している国有地引継ぎ後の譲渡について</p> <p>伊江村字西江前アマキ原 821 畝外 3 筆 合計坪数 825.77 坪の旧日米軍飛行場を米国民政府財産管理官と伊江村長が賃貸契約を結ばし、土地改良施設(集水地)として使用しているが日本政府が引継いだ後に同施設用地として引き続き使用する必要があるため沖繩県に譲渡してもらいたい。</p>	<p>実態を調査の上検討する。事情によっては、果樹への譲渡も有り得る。</p>
(2) 4 条 2 項 (主科)	<p>軍施設による農用地障害について</p> <p>軍基地建設により排水暗渠の不備、廃油、土砂流失、農業用水の不足など中部を中心として各市町村に於き農業生産上不利を及ぼす恐れあり、この対策費として 1,366,439 円が必要であり早急に整備してもらいたい。</p>	

返還協定に関する要請事項

(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的要請事項	回答案
第1条第1項 同項	開拓地の国有地の私下げについて 国有地の私下げについては、復帰対策要綱で私下げることになっているが、同地の開拓者190世帯は、1948年から入植して560haの耕地を開発しているが農地の所有ができていないため社会的、経済的地位が低いことから、同地の早期私下げが必要であり、復帰と同時に適正価格で私下げてもらうたい。	— (参考) 林野庁回答 「事案については、国有地の性格等事実関係が不明であるので、まず事実関係を詳細に承知することが必要であると考へる。」

返還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

協定事項	具体的要請事項	回答案
<p>4. 協定第6条第3項</p> <p>() 没地に関する交換公文</p> <p>() 米合衆国政府が埋立てた土地で現に保有しているものを処分して那覇軍港内の没地した土地から生ずる問題を解決するため準備を完了することになっている。</p> <p>() (注) () (注) 口有</p>	<p>1 没地の範囲を明確にすること</p> <p>那覇軍港内の何番地の誰の土地がいつどれだけ没地したかを日本国政府又は米合衆国政府の負担において土地調査を実施して明確にされたい。</p> <p>2 埋立地の範囲を明確にすること</p> <p>米合衆国政府又は日本国政府の負担において、米合衆国が埋立てた土地を測量して、元の海岸線との境界を明確にされたい。</p> <p>注 上記1.及び2の事項を明らかにしておかないと、没地の没地の登記及び埋立地の登記をするときに支障が生じ、若しくは後日、隣接する土地の所有者との間に問題が生ずるおそれがある。</p>	<p>—</p> <p>—</p>

送還協定に関する要請事項
(行政措置事項を含む)

協定要項	条件等要請事項	回答案
<p>条件</p> <p>1 琉球電力公社の財産は、この協定の発効発生の日に日本国政府に移譲し、また、この公社の権利及び義務は同政府が同日に日本国の法令に即して継承し、</p> <p>2 同府 (旧現政) (現政) (現政) (現政)</p>	<p>1 琉球電力公社は、復帰と同時に沖縄県へ無償で譲渡されるものと見られる。沖縄における電気事業は、本土同様、各配電区を一元化する必要がある。このため、各配電部門の琉球電力公社と民間の配電事業の統合を計画している。琉球電力公社は、復帰時点を特殊の形態で運営し、直ちに民間企業に切り替えることは、種々の困難が予想される。この場合、一定期間沖縄県内の公営企業又は琉球独自の電源開発方式とする。民間配電事業が統合して、沖縄電力株式会社として敷道に乗り運営される。時長は、配電の一元化を図る。</p> <p>2 電気事業に対する規制、金融以外の特別措置 沖縄における現行の電力、電灯料金、従来、電気事業に対する長期低利融資の火災補償の特例措置により維持して置く。この点も新法に合わせ、更に工業用電力価格の引下げが可能となるよう特別措置を講ずる必要がある。</p> <p>3 新設電気事業の整備強化 全体の配電計画は、98999%を一応本土並みに配電は達成した。水-5時間</p>	<p>回答案</p> <p>検討中。</p>

指定事項

果林の整備事項

回答案

時間果灯のとりが多し加之料金が劇高等地域住民の生活文化 諸座の
普及に著しい支障を来してゐる現状である。従つて、時間果灯の解消、
料金の較差是正を図る等の、国は有資格に復帰後におい、この地域
設備の強化拡充に努むる必要がある。

この地域を現状のまま民間による普及配電事業の対象地域とした場合
料金価格の高騰を来し工業団地の阻害要因となるばかりか、公の責任を
民間企業に転嫁する事になり兼ねないので、公の責任におい施設整備を
行ない整備に努むる必要がある。

● 環球果が公社引継後土地賃借について

環球果が公社の施設用地は 総坪数約131万坪、うち公社の所有地は
約13万坪でこれは資産買取りの対象となつてゐるが、残118万坪は個人所有地
約75万坪、貸借地約28万坪、公有地約15万坪となつており、個人所有地
貸借地については借地料を支払つてゐる。

この借地料は年額約19万ドルに達してゐるが、果引継後の経営に
影響が大きいので、貸借地、公有地については、復帰後も特別の配慮が必要である。

検討中。

返還協定に関する要請事項

二葉録

協定事項	具体的要請事項	回答案
<p>3. 第6条1 琉球電力公社・琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産は、この協定の効力発生の日に日本政府に移転し、また、これらの公社の権利及び義務は、同政府が同日に日本国の法令に即して引き継ぐ。</p>	<p>これらの資産買取額は3億2千万ドルとなっている(第7条)がその内容は不明である。もし、その内容に廟金の貸出し金のうち回収困難なもので、しかも沖縄の経済崩壊のためにも必要であると判断されるものが含まれている場合には、次の措置を取るものとする。</p> <p>1. 資産引継後の資産再評価の際、その一部を評価減する。 (説明: これは、例えば、重要産業に指定されているバグスパー・リトルボド製造業及び糸糸織物製造業の再建を目的とするため、障害となつてゐる債務の整理を容易にするための措置である。 参考: 琉球化学工業株式会社の債権(1,200,000,000))</p>	<p>—</p>
<p>国府 (注)</p>		

問題	具体的な講評	回答案
<p>今般談事録 第1巻14頁 2 (1) 那覇空港施設(=和英指同 性無線標識施設を含む)</p>	<p>那覇空港施設は第一種正襟空港と12の機能とを分けて 建設する旨の整備計画を要請する。</p>	<p>—</p>
<p>(注) (同前)</p>		

協定事項

協定第6条の規定に従って日本政府の移転する財産は政府が古庁舎に移す

同前

具体的要請事項

1. 現在、宮古島気象台は旧宮古島測候所の敷地（現在米国民政府宮古庁舎として使用中）の一部と1966年3月琉球政府が購入した敷地8,008.34㎡を施設として業務を行っていたが、この双方の施設は直路で二分されておりこのため施設の管理と業務の遂行に支障をきたしていた。
2. 上記1966年購入した敷地は狭きと拡張不可能のため地上観測用露場の設置が不十分で現在全敷地で行っているレーダ観測、通信業務、予報業務以外の業務もできない状態である。
3. このほかここから今後予定している南大東島気象台の通信中継施設の建設やその他業務遂行のためにも全敷地を含む、政府が古庁舎の近隣が必要である。

回答案

民政庁宮古庁舎の復帰後の処理については、復帰後事務庁舎全体の使用をどうするかという問題の一端として検討中である。

勘定事項	皇 外 の 要 請 事 項	回 答 案
<p>△ 勘定事項の整理 従って日本政府は移 転の目的、那覇 空港施設について</p> <p>(同前)</p>	<p>△ 那覇空港の民間航空業務については米軍気象隊によって行われている。従って美軍の施設は気象庁が引継ぎ、那覇航空気象台(支隊)を設置し、民間航空機に対する気象サービスを行う予定がある。</p>	<p>—</p>

協定事項
 2. 協定等による規定に従って日本政府に移転される財産。那覇ホール地等について
 (同前)

具体的要請事項
 1. 現在の琉球気象庁那覇市久米町の屋敷地を建設して、それが敷地は4,167坪を構内には、庁舎3棟、宿舎3棟、テナ施設と基があって、他に利用できる地積が1311坪。将来拡張も大きく不可能である。
 2. 将来最近に建てられた同敷地の隣接地に高層ビルが建てられ風の観測やレーダ観測に支障をきたしている。
 なお、今後隣接して高層建物が建てられる可能性があり、気象観測上の立地条件が次第に悪くなることを予想される。
 3. さらに復旧時、米軍から移管される業務として高層観測業務があるが現在の気象庁管内ではこれに必要な観測施設の展開ができていない。
 また、地磁気観測所の設置も予定されている。
 4. このほか、ことから、現施設を旧地方気象台敷地に移し、日琉防災の第一線として気象施設の整備強化につとめたい。

回答案
 旧地方気象台敷地の用途は検討中。

協定事項	具体的要請事項	回答案
<p>(a) 航路標識</p> <p>(2) 灯台14、灯浮標17、導灯2社 その他近距離用航路標識 について (同前)</p>	<p>米政府から移管される航路標識は、灯台14、灯浮標17、導灯2、その他29、計60基である。これらの施設は設置後長年月を経た光力微弱を呈する施設が多く、従来地の悪化普及に伴い、相対的反光力低下を呈し、利用効果は著しく減少しているため、移管後早急な改良改修が必要である。</p> <p>なお、琉球政府所管航路標識160基、民間所管29基があり、上記の米軍移管60基を加えると、総数249基の航路標識が琉球列島広域に亘って設置されているため、強力な保守体制を整える必要があり、第11管区海上保安本部設置が急務となる。</p>	<p>—</p>
<p>(b) 宮古島のロランA送信局について</p>		

協定事項	具体的要請事項	要請対象国	回答案
1. 協定事項第六條 1.	「財産」は日本国政府の「移管」し、権利及び義務		
目録	1. 財産、権利及び義務の内容を明確にすること。	日米兩國	—
	2. 公共事業として河川にダムを設置して福地ダムに接続し		
	ダム、総合操作とするために福地ダムを河川公営物管理施設とするため、それに必要と認められる技術的事項について		
	琉球政府と米国民政府が事前に協議すべきようにして		
	しむこと。	日米兩國	—
	3. 福地ダム、完成について、復帰後における米国民政府の		
	責任とあわせて完工しむこと。	米 国	—
	4. 復帰時とあわせて水道公社の移行と円滑にするため		
	公社施設、技術的な継続操作の研究及び、資産譲渡に		
	関する諸調査を行うため琉球政府職員と水道公社へ出		
	向できるようにしてしむこと。	日米兩國	
目録	5. 返還と同時に水道公社の財産を無償で沖縄縣に譲渡		検討中。
	しむこと。	日 本	
2. 協定事項第六條 3.	1. 「日本国の財産とする」は極力縣又は市町村財産とするよう		一般の国有財産と同様に管理処分
目録	配慮すること。	日 本	される。
3. 協定事項第七條	1. 「雇用」について。		—
	現在、早稲用員が復帰前に公社職員に在る場合は特別定数		
	処分又は退職金等について検討する必要があるとして琉球		

1972. 11. 16

【 琉 球 県 庁 】

協定事項	具体的な要請事項	要請対象国	回答案
4. 合意に協議記録第6条 附録 2-(3)	政府と米国民政府が事前に協議できるかどうかについて 2-(3)のうち「その他」の範囲について 1. その他、内容を明確にすること。 2. その他、範囲に路線名三号線を含めること。	米 国	
5. 了解覚書	A表「地位協定」の中に 現在及将来、貯水池とその関連施設敷地と軍用地から 除外するよう考慮すること。	日米両国	「その他」とは、米国によ って整備された基地 外のすべての路線を 指しており、三号線 はこの中に含まれる。
固有	C表(注)「用地がある」の文中、用地の範囲に 1. 現在油送管敷地のための軍用地に当たって且つ、縣又は 市町村が道路行政上必要と要望している軍用地を含め ること。	日米両国	—
	2. 上記1.以外で道路行政上、縣又は市町村が必要と 要望している軍用地を含めること。	台 上	—

返還協定に関する要請事項

文部局

協定事項	具体的要請事項	回答案
<p>1 協定第四条 (請求権)</p> <p>(主代) (主代) 口有</p>	<p>「沖縄県民の米園に対する請求の問題については、復帰後国内的にも適切な措置を講ずる方針」(協定署名にあつての総理大臣談話)。</p> <p>以上のことから、当局においては、国の基本方針に副つて次の事項について適切な措置を講ずるよう本土政府へ要請したい。</p> <p><u>1. 学校用地の補償</u></p> <p>(1) 米園の買収地接収を受けたため他に用地を借用しているものの借地料の補償 借地料 37.216^{ドル}(年間) 借地面積 138.824^{m²}</p> <p>(2) 米園の買収地接収を受けたため他に用地を買収したものの買収額の補償 買収面積 119.447^{m²}</p> <p>(3) 米園の買収地接収を受けたものの及び買収地の拡張のため他に用地を借用しているが、買収要件又は立退き要件のために買収に必要な所要額に対する補償 買収所要額 9,238,399^{ドル} 買収面積 453,356^{m²}</p> <p>2. 那覇商業高等学校敷地拡張のための国県所有地の物件買収費の補償 買収所要額 200,000^{ドル} 買収物件 20棟(家屋)</p>	
<p>2 外務大臣書簡</p> <p>Ⅲ 国所有地及び県所有地の貸借</p>	<p>1. 国所有地及び県所有地の復帰後の使用について学校用地の優先使用の保障</p> <p>復帰後の沖縄の国県所有地の使用取り扱いに際しては、那覇商業高等学校等の隣接国所有地及び県所有地は優先的に学校用地として使用させるよう適切な措置を講じていただきたい。</p>	<p>今後検討したい</p>